

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年11月25日)

[件名]

- ICカード運転免許証の発行開始について 1
(交通部運転免許課)
- 鳥取県警察広域緊急援助隊について 2
(警備部警備第二課)

警 察 本 部

ICカード運転免許証の発行開始について

平成21年11月25日
警 察 本 部
(交通部運転免許課)

平成13年道路交通法の改正(平成14年6月施行)により、運転免許証に電磁的方法による記録ができることとされた。これに伴い、平成19年1月から一部の都県でICカード運転免許証(以下「IC免許証」)の発行が開始され、本県も平成22年1月発行開始に向け準備を進めている。

1 IC免許証導入の効果

- (1) 免許証の偽造、変造防止 ⇒ 精巧な偽造、変造に対処
- (2) プライバシーの保護 ⇒ 免許証表面の本籍欄の削除

2 IC免許証の仕様

- (1) 非接触型ICカード
- (2) サイズは、現行と同じ(8.56×5.40cm)、厚さは0.5 → 0.76mm
- (3) 電磁的記録事項は、氏名、生年月日、本籍、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許の種類、免許証番号及び顔写真
※ 住所は、当面電磁的記録をしない。

3 IC免許証の発行開始

平成22年1月31日(日)

※ 本県を含めた未導入県6府県が平成22年1月に運用開始

4 IC化に伴う変更点等

- (1) 暗証番号の登録が必要
セキュリティ対策として、新規、更新及び再交付申請時に2種類の暗証番号(各4桁の数字)の登録が必要
- (2) 暗証番号の使用により不正使用の防止
暗証番号を使用してICチップ内の電磁的記録を確認することにより本人確認と他人の不正使用の防止を図る。

5 県民への広報の徹底

県警ホームページ、警察広報紙への掲載のほか、各報道機関に対する資料提供等により、県民への周知徹底を図る。



鳥取県警察広域緊急援助隊について

平成21年11月25日
警 察 本 部
(警備部警備第二課)

第1 広域緊急援助隊

1 創設の経緯

平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、広域的に迅速な災害警備活動ができる災害対策部隊として、平成7年6月、全国警察に設置された。

2 本県の編成

42人(警備部隊、交通部隊、刑事部隊)

3 任務

被災情報の収集、救出救助活動、緊急交通路の確保、検視

第2 平成21年度中国・四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練

1 目的

大規模災害の発生に際し、広域緊急援助隊、機動警察通信隊、警察航空隊等相互の連携強化と災害救助能力の向上を図る。

2 訓練日

11月16日(月)・17日(火)の2日間

3 場所

- 救助訓練 高知市高須 高須浄化センターグラウンド
- 自活訓練 高知市五台山 高知市東部総合運動場

4 主催

四国管区警察局、中国管区警察局及び高知県警察本部

5 参加部隊

(1) 警察

- 中国・四国管区広域緊急援助隊等436人
(鳥取県警察広域緊急援助隊警備部隊22人、同交通部隊8人 計30人)
- 中国・四国管区機動警察通信隊32人
(中国管区警察局鳥取県情報通信部機動警察通信隊2人)

(2) その他

陸上自衛隊第50普通科連隊、高知市消防局、日本赤十字社高知県支部、日本自動車連盟高知支部、高知県医師会の5機関(団体)

6 訓練想定及び訓練項目

(1) 訓練想定

11月16日(月)午前5時ころ、土佐湾沖を震源とする震度6強の地震が発生し、四国地方を中心に甚大な被害が発生した。

特に、高知県内で多数の死者、行方不明者が出たことから、高知県公安委員会は、四国及び中国管区警察局管内8県警察に対し援助要求を行なった。

(2) 訓練項目

- 1日目
緊急輸送訓練・通信訓練・自活訓練
- 2日目
救出救助訓練(本県警察は、土砂埋没車両からの救出救助)
緊急交通路確保訓練(本県警察は、多重事故現場における交通整理)

(中国・四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練実施状況)

